

利用者負担額徴収基準額表（保育標準時間）

（別表1の2表）

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）					
		3歳未満児			3歳以上児		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯（令第4条第2項第8号に規定する里親のいる世帯を含む。）	0	0	0	0	0	0
B	当該年度分の市町村民税額が右記の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	1,200	0	1,800	900	0
D1	5,000円未満の世帯	3,300	1,650	0	2,500	1,250	0
D2	5,000円以上28,500円未満の世帯	4,100	2,050	0	3,600	1,800	0
D3	28,500円以上29,500円未満の世帯	5,900	2,950	0	5,000	2,500	0
D4	29,500円以上36,000円未満の世帯	6,900	3,450	0	5,700	2,850	0
D5	36,000円以上50,500円未満の世帯	8,300	4,150	0	7,200	3,600	0
D6	50,500円以上76,700円未満の世帯	9,800	4,900	0	8,600	4,300	0
D7	76,700円以上97,100円未満の世帯	12,900	6,450	0	10,500	5,250	0
D8	97,100円以上121,000円未満の世帯	17,000	8,500	0	13,200	6,600	0
D9	121,000円以上142,000円未満の世帯	22,600	11,300	0	14,400	7,200	0
D10	142,000円以上161,000円未満の世帯	27,200	13,600	0	15,400	7,700	0
D11	当該年度分の市町村民税所得割が右記の区分に該当する世帯	30,000	15,000	0	16,400	8,200	0
D12	192,000円以上218,000円未満の世帯	32,600	16,300	0	17,500	8,750	0
D13	218,000円以上243,500円未満の世帯	34,500	17,250	0	18,500	9,250	0
D14	243,500円以上269,500円未満の世帯	36,500	18,250	0	19,500	9,750	0
D15	269,500円以上303,500円未満の世帯	38,600	19,300	0	20,500	10,250	0
D16	303,500円以上327,000円未満の世帯	40,600	20,300	0	21,600	10,800	0
D17	327,000円以上366,000円未満の世帯	43,300	21,650	0	22,400	11,200	0
D18	366,000円以上414,000円未満の世帯	45,700	22,850	0	23,100	11,550	0
D19	414,000円以上446,000円未満の世帯	48,500	24,250	0	23,900	11,950	0
D20	446,000円以上479,000円未満の世帯	50,600	25,300	0	24,600	12,300	0
D21	479,000円以上510,000円未満の世帯	52,800	26,400	0	25,200	12,600	0
D22	510,000円以上の世帯	55,100	27,550	0	25,900	12,950	0

○備考（国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 抜粋）

- 3 同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は別表第1の2の表に規定する第2子の額とし、当該支給認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合は第3子以降の額とする。
 - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園に入園していること。
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
 - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
 - (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
 - (6) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。
- 4 別表第1の2の表に規定するC階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い者である場合は別表第1の2の表に規定する第2子の額とし、当該支給認定子どもが特定被監護者等のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合は第3子以降の額とする。
- 5 市町村民税所得割が77,101円未満の世帯(別表第1の2の表に規定するA階層又はB階層に該当する世帯を除く。以下同じ。)のうちひとり親世帯等における特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1の2の表に規定する当該世帯の階層区分に応じて適用される額(保育短時間の場合にあっては、第9項の規定により算出された額)に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 前項の場合において、第4項の規定により別表第1の2の表に規定する第2子の額とすることとされた支給認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。
- 7 3歳未満児及び3歳以上児の年齢区分は、当該年度の初日の前日における満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。
- 8 均等割とは、地方税法第292条(市町村民税に関する用語の意義)第1項第1号に規定する均等割をいい、市町村民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7(寄附金税額控除)、第314条の8(外国税額控除)、第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)並びに同法附則第5条(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)第3項、第5条の4(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(19歳未満の者に限る。以下同じ。)を3人以上有する者の同法第314条の2(所得控除)第1項第11号に規定する所得控除については、当該扶養親族のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者について地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額とする。)をいう。
- 9 保育短時間(1日8時間までの保育の利用をいう。)の利用者負担額は、別表第1の2の表に規定する額に100分の98.3を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。
- 10 ひとり親世帯等とは、令第4条第4項の要保護者等に該当する者が属する世帯をいう。